(質問の 二四)

内閣衆質第二四号

昭和二十五年七月二十八日

内 閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院議 長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員梨木作次郎君提出国有財産の管理に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次郎君提出国有財産の管理に関する質問に対する答弁書

戰災者引揚者 の收容施設 の新設及び経営につい 、ては、 地方公共団体に対し相当の国庫 補助をしてお ij,

生活保護法による收容施設につい 0 財産に 旧軍 用財産は事情 ては、 従来から地方公共団体に対し、 の許す限りこれらの收容施設として活用して来たものであ 無償で貸し付け、 更に本年 匹 月 カン

ý,

又

玉

ついても、

らは戰災者引揚者の共同收容施設 (一戸建等独立性あるものは除く。) についても、 無償にて貸し付 け得る

措置をとつている次第である。

また、 国の財産を貸し付ける場合には、 使用目的を明示し、 他人に転貸することは、 それぞれ禁止して、

これに違反するときは、 契約を解除する方針を採つてい るものである。

よつて質問主意書にあるようなことはほとんどあり得ないことと思わ れるが、 限られた少数の公務員に

よつて管理 及び 処分をしてい る関係上、 現状 いの把握に に遺 憾 の点が あ るかも L れない ので、 充分実情 を調 査

した上、 若しかような事実があるとすれば、 是正することといたしたい。

右答弁する。